

芸術文化特定費用準備資金取扱規程

制定 平成27年 3月12日

改正 平成29年 3月 9日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）の有する芸術文化特定費用準備資金の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 財団は、特定資産として、芸術文化特定費用準備資金を設けることができる。

2 芸術文化特定費用準備資金は、平成33年度の芸術文化鑑賞記念イベントの費用として充当するための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号）第18条第1項に規定する特定費用準備資金とする。

(積立て)

第3条 芸術文化特定費用準備資金には、評議員会の決議を受けた金額を積み立てる。

2 前項に規定するほか、毎事業年度、次条第1項に規定する積立限度額と既積立額との差額を残存年数で均等に除して得た金額を芸術文化特定費用準備資金に積み立てる。

(積立限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、芸術文化特定費用準備資金の積立限度額は、20,000,000円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

2 前項の積立限度額の算定根拠は、芸術文化鑑賞記念イベントに要する必要額として、平成25年9月26日の理事会において決議した額とする。

(運用)

第5条 芸術文化特定費用準備資金の運用対象は、金融機関への預貯金とする。

(運用益)

第6条 芸術文化特定費用準備資金から生ずる運用益については、芸術文化の振興を目的とする事業に使用し、又は当該資金に積み立てるものとする。

(取崩し)

第7条 芸術文化特定費用準備資金は、芸術文化鑑賞記念イベントの費用に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。

(備置き)

第8条 この規程及び第4条第2項に規定する算定根拠は、財団の事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、芸術文化特定費用準備資金の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。